

3 環境関係 イ リサイクル・廃棄物

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
リサイクル市場の形成促進、廃棄物の適正処理対策の推進 （環境省、関係省）	<p>a 効率的な廃棄物処理・リサイクルを促進する観点から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）の規制の仕組みの合理化を図るため、以下の措置を講ずる。</p> <p>(a) 廃棄物の定義、一般廃棄物・産業廃棄物の区分の見直しについて、その処理責任の在り方と併せて検討を行う。併せて、効率的な廃棄物処理・リサイクルを促進する観点から、一般廃棄物、産業廃棄物の区分にかかわらず、同様の性状を有する一定の廃棄物の処理施設の設置の許可取得手続の合理化を行う。 （第156回国会に関係法案提出）</p>	検討	法案提出	法案成立後公布、措置（12月に施行予定）措置済		
	<p>(b) 広域的な廃棄物処理・リサイクルを促進するため、環境大臣の指定に基づき地方公共団体ごとの廃棄物処理業の許可を不要とする広域指定制度の積極的な拡充を図る。また、主に既存の製造施設におけるリサイクルを促進するため、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設に係る許可を不要とする再生利用認定制度について、過去の認定の例を体系的に整理し、同制度の対象品目として追加されるために満たすべき要件について明確な指針を策定する等、認定対象範囲の拡大を検討するとともに、可能なものから順次指定していく。</p>	検討	検討・結論	措置済		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	b 上記(a)、(b)の措置の結果等をかんがみ、必要に応じ、更なるリサイクルの拡大及び廃棄物の適正処理の確保のため、廃棄物処理・リサイクルの推進に係る諸制度全般について引き続き検討を行う。		逐次実施		(環境省) - 上記 a (a)(b)の措置の結果等をかんがみ、必要に応じ、引き続き検討。	
医療機関から排出される廃棄物の適正処理のための制度改善 (環境省)	b 医療機関から排出される廃棄物の分類について廃棄物全体の定義見直しの際に検討を行う。	検討	検討	検討・結論	(環境省) 「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について」(平成14年11月22日中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会意見具申)において、 ・事業活動に伴い排出される一般廃棄物については、排出事業者の責任の下で処理すべきものに区分することが方向性としては考えられるが、市町村責任の下で処理が円滑に行われていないものについて個々に産業廃棄物へ振り分けた上で、当面、市町村の処理責任の下、排出抑制の観点から、排出事業者の責任を強化することも考えられる。 ・特別管理廃棄物制度については、特別管理廃棄物の計画的な追加や見直しを進めていく必要がある。また特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物については、現行の制度を活用していくことにより、排出事業者責任の徹底及び適正処理の推進を図ることが適当であるとしている。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
廃棄物等のリサイクル制度 (財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	循環型社会の形成を推進するため、次の措置を講じ、循環型社会形成推進基本計画の策定に資するとともに、同計画の策定を前倒しする。 【循環型社会形成推進基本計画(平成15年3月14日閣議決定)】		措置済 (3月公表)			
	a 資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)に基づき、個別業種製品ごとのリデュース、リユース、リサイクル対策を網羅的に講ずる。 【資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)】	引き続き施行 13年4月全面施行			(経済産業省、環境省) ・資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、10業種・69品目を対象として、事業者に対して、廃棄物の発生抑制・部品等の再使用、使用済製品等の原材料としての再利用の取組を求める等3R(リデュース、リユース、リサイクル)対策を講じている。	
	b 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法)に基づき、引き続き容器包装リサイクルの着実な施行を図る。 【再商品化手法の追加:平成13年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第3号】 【再商品化計画量の改正:平成13年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第4号】 【再商品化計画の改正:平成14年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第2号】 【分別収集計画の改正:平成14年環境省告示第80号】	引き続き施行 13年5月 13年11月 14年11月 14年11月			(財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省) 全体として容器包装のリサイクルは着実に進展。 (平成16年4月~9月の実績) ・分別収集量の合計 約135万トン(約135万トン) ・再商品化量の合計 約130万トン(約129万トン) ()内は平成15年4月~9月の実績 平成12年度から対象となったプラスチック製容器包装を中心として今後とも分別収集量が増加する見込み	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
					(プラスチック製容器包装:平成15年度実績40.2万トン 平成19年度見込み92.2万トン)	
	c 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき、家電リサイクルの着実な施行を図る。 【特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)】	引き続き施行 13年4月全面施行			(経済産業省、環境省) 消費者等へのパンフレット作成、配布等の普及啓発、法施行後の状況等についての情報提供等を行い、本リサイクル制度の着実な施行を図っている。 <平成16年度4月~12月の実績> ・指定引取場所引取台数 約893万台 ・リサイクル施設搬入台数 約887万台	
	d 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づき、分別解体等の実施、建設廃棄物の再資源化等の促進を図りつつ、建設リサイクルの着実な施行を図る。 【解体工事業に係る登録等に関する省令(平成13年国土交通省令第92号)】 【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)】 【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律関係政省令(平成14年政令第7号、平成14年国土交通省令第17号及び平成14年国土交通省令・環境省令第1号)】	引き続き施行 13年5月施行 14年5月全面施行 14年5月施行			(国土交通省、環境省) 法の周知徹底を図るとともに実効性を確保するため、講習会の実施や、パンフレット・ポスターの作成・配布等により法のPRを実施。 分別解体等及び再資源化等の適正な実施の確保及び不適正な業者の指導等を図るため、地方公共団体が中心となってパトロール等を実施。特に、平成16年5月及び10月には通常のパトロール体制を強化して、全国一斉パトロールを実施。	
	e 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)に基づき、食品廃棄物等に関するリサイクル対策の着実な施行を図る。 【食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)及び関係政省令等】	引き続き施行 13年5月施行			(財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省) セミナーの開催、パンフレットの配布等による法律の普及啓発を実施し、着実な施行を図っている。 (農林水産省・環境省) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第10条に基づく登録再生利用事業者を56事業者登録(平成17年3月末現在)	

エ 人と自然との共生

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
国家戦略のフォローアップ及び評価 （環境省）	「人と自然との共生」を図るための国家戦略の実現を担保するため、「生物多様性国家戦略」を定期的にフォローアップし、評価を行う。	3月策定	逐次実施	逐次実施	進捗状況の点検	（環境省） 平成14年3月に「新・生物多様性国家戦略」を策定し、約1年が経過した平成15年度には、関係省庁連絡会議において、各省の施策の進捗について生物多様性の観点から評価を行い、国家戦略の進捗状況の点検を行った。	

カ ヒートアイランド

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
ヒートアイランド現象のメカニズム等に係る調査研究の推進等 （環境省、国土交通省）	ヒートアイランド現象の各原因間の関連性、寄与度などの発生メカニズムに関する調査・分析を一層推進するとともに、その進捗状況に応じて、省エネルギー機器の採用や保水性舗装、土地利用・都市構造の誘導など様々な対策を講じた場合の効果に関する評価手法を検討する。その際には、国、地方公共団体、大学及び研究機関の間で調査研究に係る連携が重要であり、その成果の集積、関係者間の相互利用の促進を図る。 さらに、地方公共団体においてその地理的特性等を踏まえた効果的なヒートアイランド対策が推進されるよう、地域の地形や気象その他大気熱環境に関連するデータの地図化、個別の対策効果を評価するためのシミュレーションモデルなど、地方公共団体が自ら行えるよう簡易な手法を開発するなど支援策を講ずる。		検討	措置		（環境省） ヒートアイランド現象に関する調査研究結果について、地域の地形や気象その他大気環境に関連するデータの地図化、個別の対策効果を評価するためのシミュレーションモデルなど、その成果の集積、関係者の相互間利用を図るために、報告書として取りまとめ公表した。さらに、そのシミュレーションモデルを利用した簡易システムを開発し、希望する地方公共団体に試行的に配付した。	
都市形態の改善 （国土交通省）	a 既にヒートアイランド現象が顕著である地域について、熱源が集中している高密度な市街地の冷房等の排熱を地下管路を循環する水を用いて河川・海等に排出する都市排熱処理システムについて、その効果や温排水の排出による環境などへの影響を			検討・結論		（国土交通省） 都市再生モデル調査にて事業化に向けた諸条件の整理、整備手法・具体化方策の検討を実施。今後更なる調査を実施し、事業実施に向けた事業実施計画および整備	

	考慮しながら、当該事業の実施の可能性を早急に検討する。				計画についての検討を推進。	
	b 緑地や水面からの風の通り道を確保する観点から、例えば都市内における緑化、水面等のオープンスペースのネットワーク化や市街地の形状への配慮等、都市政策における対応について検討する。とりわけ、冷温域や風の通り道に配慮した市街地の形状等の在り方について検討し、ヒートアイランド対策の観点から配慮が必要と思われる事項については、その対応の在り方を地方公共団体に対して示す。さらに、ヒートアイランド現象が広域的な問題であることが認められる場合は、地方公共団体間の連携を図ることを示す。			着手、逐次実施	(国土交通省) 平成16年6月に策定した国土交通省環境行動計画において、公園、下水道、河川、砂防、道路、港湾事業等による「水と緑のネットワーク形成の総合的推進」を位置づけるとともに、平成16年度予算より国土交通省の主要連携施策として、緑の回廊構想の推進等「水と緑のネットワーク形成」を位置づけ、各部局による取組を推進した。	
	c 地方公共団体との連携の下、近郊緑地保全区域の指定や大都市圏における都市環境インフラのランドデザインの策定に取り組みなど、都市における緑地の積極的な確保を推進する。			措置	(国土交通省、農林水産省、環境省) 都市環境インフラのランドデザイン策定については、新計画(14 環境関係ウ ヒートアイランド b)に引き継ぎ	

キ その他

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
グリーン調達の推進 (環境省)	国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、重点的な環境物品等及びその判断基準を示し、グリーン調達を推進する。 【「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更】	一部措置 済 13年6月、 14年2月	逐次実施 15年2月		(環境省) グリーン購入法において国等が特に重点的に調達を推進する環境物品等の種類として定められている特定調達品目及びその判断の基準については、その開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜品目の追加・見直しを行っていくこととしており、平成16年度についても引き続き特定調達品目検討会における品目の追加等に関する検討等を経て「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の一部変更を行った。	
再生可能エネルギー等の一層の導入 (経済産業省、環	太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーや燃料電池等の一層の導入促進を図るため、より効率的・効果的な支援策の検討を行うとともに、技術革新の現状等を踏まえ、必要な環境整備等を一層推進する。	逐次実施			(内閣府・経産省・文科科学省・農水産省・経済産業省・国土交通省・環境省) 地方公共団体による再生可能エネルギー等の率先導入に対する支援事業などを予算措置しているほか、平成	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
境省及び関係府省)	<p>【電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)】</p> <p>【新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第15号)】</p> <p>【新エネルギー利用等の促進に関する基本方針の改正(平成14年12月27日閣議決定)】</p> <p>【エネルギー使用者に対する新エネルギー利用等に関する指針の改定;平成15年経済産業省告示第6号】</p> <p>【バイオマス・ニッポン総合戦略(平成14年12月27日閣議決定)】</p>	15年4月全面施行	14年1月施行	15年1月	<p>17年度は地域に再生可能エネルギーを集中的に導入する事業、住宅用太陽光発電システム等を導入して二酸化炭素低排出型の住宅を導入する事業に必要な予算を措置予定。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>平成17年度予算については、1666億円(環境省分含む)を計上し、低コスト化・高効率化を目指した技術開発や、地方自治体・事業者に対する設備設置補助を行う等、積極的な新エネルギー政策を推進しているところ。</p>	